

平成21年度

(第2期)

事業報告

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日



事業報告

平成 21 年 4 月 1 日から

平成 22 年 3 月 31 日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

当期における我が国経済は、海外経済の回復に伴う輸出と生産の増加や各種景気対策による国内需要の下支えなどを背景に、持ち直しの動きがみられました。しかし、依然として経済活動の水準は低く、またデフレが進むなかで設備や雇用の調整圧力が続くなど、自立的回復力に乏しい状況にありました。

当公庫においては、セーフティネット貸付等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまの資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

さらに、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、グローバル化の支援など、統合によるシナジー効果を発揮した幅広いサービス提供にも努めました。

その他、政策金融の機動的な実施や透明性の高い効率的な事業運営に努め、自律的な組織を目指すため、平成 22 年度以降の業務運営方針及び業務運営計画を策定しました。

各業務別の事業の経過及びその成果は、次のとおりです。

(イ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、政府の累次の経済対策に基づきセーフティネット貸付制度を拡充するとともに、デフレに伴う実質金利高に対応するため、設備資金貸付利率特例制度を創設し、小企業の皆さまの資金繰りを積極的に支援しました。加えて、地域活性化及び雇用の創出に貢献するため、創業企業への支援にも積極的に取り組みました。

また、年末、年度末に「金融あんしん相談窓口」を設置したほか、関係機関と連携して「ワンストップ・サービス・デイ」や「中小企業金融合同相談会」を開催し、厳しい経済環境下にある小企業の皆さまからのご相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

こうした取り組みの結果、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、3 兆 3 億円となりました。

(ロ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食

料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及び利用者のニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。特に、厳しい経済環境下にある農林漁業の皆さまからの相談態勢の充実を図るため、年末、年度末に「金融あんしん相談窓口」を設置したほか、定期相談窓口の開設により、農林漁業の皆さまの利便性の向上に努めました。

また、農業以外からの新規参入や先進技術の事業化など農林漁業の活性化に資する新たな取り組みに対する情報提供等の支援や、民間金融機関との業務協力の推進による民間金融機関の農林漁業分野への参入支援を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、2,556 億円となりました。また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務における引受実績は、3 億円となりました。

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、経済危機の影響で厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰りを支援するため、一連の緊急経済対策で拡充されたセーフティネット貸付により積極的に取り組んできました。また、企業再生貸付や挑戦支援資本強化特例制度（資本金劣後ローン）により、地域経済を支える中小企業者の事業の再生や企業の再建を支援してきました。

また、平成 21 年度は年度を通じて『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」を設置し、厳しい経営環境にある中小企業の支援に努めるとともに、特に年末や年度末においては「金融あんしん相談窓口」を設置しました。さらに、関係機関と連携して「ワンストップ・サービス・デイ」や「中小企業金融合同相談会」を開催し、中小企業の皆さまからの相談に一層親身な対応を行いました。

こうした取り組みの結果、当期の中小企業者向け融資業務の貸付実績は、3 兆 2,108 億円となりました。

(ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集等に努めました。

しかしながら、市場における証券化商品の発行が低調に推移する等、投資家不在の状況が続いたため、案件組成には至りませんでした。

(ホ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、前期に引き続き「緊急保証制度」等に係る保険を実施しました。

また、「経済危機対策」及び「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づく当該保証制度（平成 22 年 2 月 15 日より「景気対応緊急保証制度」に変更）に係る保証枠拡大に伴い、事業規模を拡大しました。

こうした取り組みの結果、当期の信用保険等業務における保険引受額は、16兆1,164億円となりました。

(へ) 国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、パプアニューギニアや英領北海における資源案件の支援や、アジアにおける発電事業等への本邦企業の参画支援を通じ、我が国への資源の安定確保や本邦企業の国際競争力の確保に貢献しました。また、平成21年4月10日の「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定された経済危機対策に基づき、平成21年度第1次補正予算により事業規模が拡充されたことを受け、平成20年12月末に政府により国際協力銀行業務の特例として設けられた3つの業務（①途上国向け輸出支援のためのサプライヤーズ・クレジット（輸出企業向け信用）、②国内大企業を通じた途上国における事業に対する貸付、③日本企業が行う先進国事業への貸付および保証）を推進するとともに、海外事業の資金調達の困難に直面している日本企業（特に中堅中小企業・中規模企業・準大手企業）の現地法人を支援するため、本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンを実施しました。加えて、平成21年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンを追加実施しました。さらに、平成21年2月及び4月に政府が発表した貿易金融支援策に基づき、途上国の金融機関との間で貿易金融支援に関する貸付契約を調印するなど貿易金融支援を推進しました。その他、国際協力銀行の保証機能を活用して途上国のサムライ債発行に対する保証枠を設定し、昨今の市場混乱後のマーケットアクセス回復に向けた途上国の自助努力を支援しました。

こうした取り組みの結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は、3兆3,651億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する事案」、「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、株式会社日本政策金融公庫が貸付け等に関する特別相談窓口を設置するもの」、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」及び「内外の金融秩序の混乱のため認定事業者等が認定計画に従って事業再構築等のための措置を行うのに必要な資金について、一般の金融機関が通常条件により出資を行うことが困難である事案」への取り組みに努めました。

こうした取り組みの結果、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが3兆8,693億円、指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に係る損害担保引受が1兆7,877億円となりました。

(チ) 事業間連携による取り組み

各事業本部／国際協力銀行が連携のうねノウハウ・情報を相互に活用し、販路開拓、新商品開発に向けたお客さまの紹介や有益な情報提供等を行いました。

具体的には、アグリフードE X P Oなどの全国規模の商談会、各地域での異業種交流会等を通じてサービスを提供した結果、平成 21 年度の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計 498 件となり、前年度（平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月、6 ヶ月間）の 75 件から大幅に増加しました。

ロ 事業活動以外の活動の経過及びその成果

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、「透明性・公正性・迅速性」の 3 つの視点からガバナンス態勢を構築しています。

透明性については、当公庫が政策目的に沿い効率的に事業運営を行っているか等の評価・監視を行うため、外部有識者からなる評価委員会を設置しています。公正性については、人事委員会による人事上の重要事項の審議や外部の評価委員によって総裁の業績評価を行う態勢を導入しています。また、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会等の会議体で審議する態勢を構築しています。迅速性については、権限規定を抜本的に改正して大幅な権限委譲を行うことにより意思決定を早く行えるようにしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しています。コーポレート・ガバナンス委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項等について審議しました。

また、組織・業務の合理化・効率化等を図るため、次の項目について進めています。

- 権限・責任の明確化や権限委譲
- B P R手法による事務の合理化・効率化
- 能力主義・成果主義に基づく人事・給与制度の確立
- 職場における女性活躍の推進（女性管理職比率の向上等）
- 公庫全体のシステムの高度化（オープン系システムへの移行等）

(2) 財産及び損益の状況

当公庫の当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		第1期(前期) (平成20年10月 ～平成21年3月)	第2期(当期) (平成21年4月 ～平成22年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	381,725	751,079
	経常損失	664,096	1,118,754
	当期純損失	655,414	1,112,890
	純資産額	2,880,565	4,574,609
	総資産	28,002,099	35,634,209
国民一般向け業務	経常収益	87,283	169,007
	経常損失	19,007	49,237
	当期純損失	18,750	50,098
	純資産額	151,160	266,216
	総資産	7,291,149	7,200,351
農林水産業者向け業務	経常収益	39,331	72,277
	経常損失	1,362	1,831
	当期純利益	—	—
	純資産額	327,532	328,197
	総資産	2,812,228	2,739,242
中小企業者向け業務 融資・証券化支援保証業務	経常収益	64,522	125,359
	経常損失	27,070	10,010
	当期純損失	26,934	10,250
	純資産額	232,193	371,792
	総資産	5,452,322	5,969,993
中小企業者向け業務 証券化支援買取業務	経常収益	318	444
	経常損失	259	1,186
	当期純損失	259	1,186
	純資産額	23,738	22,551
	総資産	26,924	23,904
信用保険等業務	経常収益	91,873	159,918
	経常損失	632,895	998,800
	当期純損失	632,876	999,052
	純資産額	172,003	1,224,551
	総資産	1,200,900	2,674,717
国際協力銀行業務	経常収益	97,740	191,178
	経常利益	19,929	27,823
	当期純利益	26,838	33,207
	純資産額	1,945,915	1,954,826
	総資産	9,756,961	11,866,899
危機対応円滑化業務	経常収益	909	33,355
	経常損失	3,431	85,510
	当期純損失	3,431	85,510
	純資産額	28,023	406,473
	総資産	1,461,710	5,159,153

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った主要な資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入	89,403
	うち財政融資資金他	79,528
	うち外国為替資金	9,874
	債券	16,173
	出資金	28,512
	(計)	134,088

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期調達額は借入実行時の為替レートで換算した金額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政融資資金他	79,528	197,692
	外国為替資金	9,874	14,514
	(計)	89,403	212,206
国民一般向け業務	財政融資資金	19,300	56,199
	産業投資	0	0
	一般会計	—	1,313
	(小 計)	19,300	57,513
農林水産業者向け業務	財政融資資金	1,770	20,870
	旧簡易生命保険資金	—	10
	食料安定供給特別会計	83	934
	(小 計)	1,853	21,815
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政融資資金	14,013	33,600
	産業投資	1	7
	(小 計)	14,014	33,607
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小 計)	—	—
信用保険等業務	(小 計)	—	—
国際協力銀行業務	財政融資資金	9,066	38,158
	外国為替資金	9,874	14,514
	(小 計)	18,940	52,672
危機対応円滑化業務	財政融資資金	35,294	46,597
	(小 計)	35,294	46,597

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期借入額は借入実行時の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成22年3月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕
株式会社日本政策金融公庫	14,313	36,948
	1,860	22,546
国民一般向け業務	500	6,294
	600	4,099
農林水産業者向け業務	—	259
	100	1,239
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	4,150	15,602
	460	5,996
中小企業者向け 証券化支援買取業務	—	—
	—	12
信用保険等業務	—	—
	—	—
国際協力銀行業務	6,263	14,791
	700	11,197
危機対応円滑化業務	3,400	—
	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	28,252
	産業投資出資金	260
	(小 計)	28,512
国民一般向け業務	一般会計出資金	1,651
	産業投資出資金	—
	(小 計)	1,651
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	6
	産業投資出資金	—
	(小 計)	6
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	1,438
	産業投資出資金	60
	(小 計)	1,498
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	20,516
	産業投資出資金	—
	(小 計)	20,516
国際協力銀行業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	200
	(小 計)	200
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	4,639
	産業投資出資金	—
	(小 計)	4,639

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業 務	設 備 投 資 の 総 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	9,128
国 民 一 般 向 け 業 務	3,851
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	765
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	3,425
中 小 企 業 者 向 け 証 券 化 支 援 買 取 業 務	—
信 用 保 険 等 業 務	23
国 際 協 力 銀 行 業 務	998
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	64

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業 務	内 容	金 額	備 考
国 民 一 般 向 け 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	1,422	支店店舗新築等工事 (熊本支店他4支店)
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	1,516	本支店間 LAN システム の更新他
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—	該当無し
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	185	総務系業務の集約化
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—	該当無し
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	3,110	モバイル端末導入、電 子決裁、文書電子化、 営業支援ツール開発他
国 際 協 力 銀 行 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—	該当無し
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	647	基幹システムの更改他

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期(注)における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)

- a 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)等の一部改正(平成21年6月24日法律第58号)に基づき、改正
- b 株式会社日本政策金融公庫法の一部改正(平成22年3月31日法律第14号)に基づき、改正
- c 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)等の一部改正(平成22年4月9日法律第23号)に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成20年政令第143号)

株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正(平成22年4月28日政令第131号)に基づき、改正

(ハ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則(平成20年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第4号)

- a 株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部改正(平成21年5月29日財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令第3号)に基づき、改正
- b 株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部改正(平成22年3月31日財務省令、厚生労働省令第1号)に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 監査役の選任

平成21年6月30日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 国内金融業務方法書の一部変更

平成21年3月26日付で認可申請、平成21年4月1日認可
平成21年4月24日付で認可申請、平成21年5月18日認可
平成21年6月24日付で認可申請、平成21年7月1日認可
平成22年3月26日付で認可申請、平成22年4月1日認可

(ハ) 政府からの借入及び社債

国内金融業務及び危機対応円滑化業務については、各業務毎に主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。また、国際協力銀行については、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して財務大臣の認可を受けています。

(注) 重要なものに限り平成22年4月1日以降に生じたものも記載しています。

(5) 公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 19 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号
 (国際協力銀行) (東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号)

支店及び海外駐在員事務所一覧

支店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪(西日本国際営業部)、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員事務所	北京、香港、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、フランクフルト、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	8,107 名

(注) 職員数は、平成 21 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、平成 20 年 10 月の設立時に策定した経営理念（基本理念・活動指針）の下、平成 22 年 4 月 20 日の取締役会において、平成 22 年度から 3 ヶ年の目標である業務運営方針、業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

イ 経営理念

(イ) 基本理念

a 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

b ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

(ロ) 活動指針

a 国民経済・国際経済発展への貢献

(a) 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

(b) 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。

(c) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

b 地域活性化への貢献

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

c お客さまサービスの向上

(a) 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。

(b) 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

d 環境問題への対応

環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

e 働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

ロ 業務運営方針

(イ) 政策実施機関として、政策金融を機動的かつ効率的に実施します。特に、平成 22 年度は、引き続き、厳しい経済金融情勢に即応して、国内の中小・小規模企業/事業者及び農林水産企業/事業者に対する金融を強化します。

(ロ) 国際部門においては、引き続き日本企業の円滑な資金調達を支援するとともに、我が国にとり重要な資源の確保や地球環境問題等の幅広い政策ニーズに対応しま

- す。
- (ハ) 今一度、全職員がお客さまサービスの向上という指針を再確認し、融資にとどまらず、経営相談やマッチングなど、より水準の高いお客さまサービスを実現します。
 - (ニ) このような質の高いサービスを行うための職員教育を充実します。
 - (ホ) コーポレート・ガバナンスを重視し、体制を整備・強化します。
 - (ヘ) 平成 21 年度に着手した BPR、組織再編、人事給与制度改革、女性活躍の推進などの諸改革を確実に実施します。
 - (ト) お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及び開発・運用に係るコスト削減の観点から、公庫全体のシステム最適化を検討します。

ハ 業務運営計画

(イ) 事業運営目標

- a 政策金融としての機能を発揮し、資金を安定供給します。
 - (a) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給します。
 - (b) 緊急経済対策等の喫緊の課題に対応し、機動的に資金を供給します。
 - (c) 我が国経済社会を取り巻く様々な喫緊の課題に的確に対応します。
 - (d) 民業補完機能を発揮します。
- b お客さまサービスを向上させます。
 - (a) お客さまのニーズに沿った経営分析、コンサルティングなど相談サービスの拡充を図ります。
 - (b) 事業本部/JBIC が連携のうえノウハウ・情報を相互に活用し、販路開拓、新商品開発に向けたお客さまの紹介や海外進出企業への有益な情報提供を行います。
 - (c) お客さまの満足度向上のため、各種のサービス向上策を推進します。
- c 情報発信を強化します。
 - (a) 広報活動を推進します。
 - (b) 研究水準の向上を図るとともに、対外発信力の強化に取り組みます。

(ロ) 組織運営目標

- a 人材育成、役職員教育を強化します。

公庫を取り巻く業務環境の変化に迅速に対応しつつ、公庫に対する期待に著実に応えるための体制を人材面から確保するための施策に取り組みます。
- b リスク管理態勢やコンプライアンス態勢を整備するなど、コーポレート・ガバナンスを実行します。
 - (a) 監査部との連携強化等を通じ、内部管理上の問題を掘り起こし、問題の未然防止や速やかな対応を行う態勢を整備します。
 - (b) リスク管理プログラムを定め、政策要請に応えつつ損失の発生の抑制を図ります。
 - (c) コンプライアンス・プログラムを定め、役職員のコンプライアンス意識の定着化を推進します。
- c BPR による業務内容の統一化・標準化・効率化に取り組みます。

- (a) 前年度から引き続き、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化に取組み、事務・業務の合理化、簡素化を進めます。
- (b) 事務フローの見直しに当たっては、公庫全体の IT 基盤及びシステム最適化との整合性を確保します。
- (c) 予算管理、契約、支払、物品管理に関する共通システムの導入に向けた業務の見直しを行います。
- d 人事給与制度を見直します。
平成 23 年度からの新人事給与制度実施の準備を進めます。
- e 事業間人事交流を推進します。
事業間人事交流を推進し、関連分野での業務経験を通じて習得した知識等を活用させることで、業務の高度化やシナジー効果の発揮につなげていきます。
- f 女性活躍を推進します。
 - (a) 女性職員が能力を最大限発揮して継続して活躍できる職場を実現し、公庫の組織能力の強化に取組みます。
 - (b) 女性活躍推進本部を中心に公庫横断的な取組みを計画的に展開します。
- g 職場環境を向上させます。
高い職員満足度を維持しつつ、継続的な職員調査を通じて問題点を把握することにより、職場環境を改善するための業務の進め方や福利厚生施設や制度のあり方について検討します。
- h 公庫全体の IT 基盤・システムの最適化、システム部門全体の最適化を実現します。
 - (a) 「新システム基本構想・実施計画」を策定し、最新の IT 技術を導入して IT 基盤・システムの再構築に全公庫的に取組み、「公庫全体の IT 基盤・システムの最適化」を実現します。
 - (b) 大手町新ビルの竣工を見据えて三鷹情報センターへコンピュータ室を集約化するとともに、「人材育成・組織体制（BPR を含む）に関する基本計画」を策定し、IT 人材の育成、業務改善/要員再配置、組織体制の再編を実施して、「システム部門全体の最適化」を実現します。
- i 業務の効率的運営に取組みます。
国民負担の発生を極力抑制する観点から、公庫全体として業務の効率的運営に取組みます。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数

業 務	発行済株式の総数
株式会社日本政策金融公庫	6,994,374,407,741 株
国民一般向け業務	808,125,000,000
農林水産業者向け業務	325,400,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	724,285,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	3,561,077,407,741
国際協力銀行業務	1,055,500,000,000
危機対応円滑化業務	495,511,000,000

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	6,994,374,407,741 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

氏名	地位(及び担当)
安居 祥策	代表取締役総裁
細川 興一	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応円滑化業務部及び総合研究所担当)
渡辺 博史	代表取締役副総裁 (国際協力銀行経営責任者)
勝野 龍平	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
坂野 雅敏	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
村瀬 吉彦	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
森田 嘉彦	代表取締役専務取締役 (国際協力銀行経営責任者補佐)
板東 一彦	常務取締役 (企画管理本部長)
大村 雅基	常務取締役 (国際協力銀行国際経営企画部(経営管理室を除く)、国際業務リスク管理部、国際財務部(国際管理室を除く)及び国際事務統括部(但し各種システム等の企画・開発・管理・運営に関する業務を除く)担当)
谷川 浩道	常務取締役 (農林水産事業本部企画・統括部門長)
飛田 康隆	常務取締役 (国民生活事業本部企業融資部、創業支援部及び個人融資部担当)
中村 吉夫	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生融資部及び生活衛生審査部担当)
藤塚 明	常務取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
村瀬 卓男	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
星 文雄	取締役 (国際協力銀行国際業務戦略部、営業部及び環境ビジネス支援室担当)
松井 哲夫	取締役 (中小企業事業本部企画・管理部門長)
松本 敏夫	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)
皆川 博美	取締役 (企画管理本部担当及び農林水産事業本部営業部門長)

氏 名	地 位（及び担当）
宮原 正治	取締役 （国民生活事業本部審査部及び事業運営部のうち人事審議役が担当する職務に係る業務担当）
茂木 博夫	取締役 （企画管理本部担当並びに国民生活事業本部事業運営部のうち三鷹情報システムセンター所長が担当する職務に係る業務及び事業管理部のうち管財審議役が担当する職務に係る業務担当）
中村 邦夫	取締役
早川 祥子	取締役
野村 克文	常勤監査役
岩切洋一郎	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
高橋 伸子	監査役

（注）1 取締役のうち、中村邦夫、早川祥子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役のうち、野村克文、池田敏夫、高橋伸子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 高橋伸子氏は、平成21年6月30日付けで監査役に就任しました。

4 監査役である池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

5 中村邦夫氏は、パナソニック(株)代表取締役会長を兼職しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

中村邦夫氏は、パナソニック(株)代表取締役会長を兼職しています。

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
中村 邦夫	当期取締役会 13 回開催のうち 4 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
早川 祥子	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
野村 克文	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 19 回開催のうち 19 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 19 回開催のうち 19 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	平成 21 年 6 月 30 日就任後に開催された当期取締役会 10 回のうち 9 回に出席。 平成 21 年 6 月 30 日就任後に開催された当期監査役会 12 回のうち 12 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
中村 邦夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
早川 祥子	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
高橋 伸子	

(3) 役員報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	22 名 (2 名)	397 百万円 (19 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	45 百万円 (30 百万円)
合 計	26 名	443 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 26 百万円（取締役 24 百万円、監査役 1 百万円）が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 48 百万円（取締役 44 百万円、監査役 3 百万円）を計上しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊克 公認会計士 樋澤 克彦 公認会計士 茂木 哲也	350 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である金融商品の時価開示に係る相談業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、391 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

- ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - ニ 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
 - ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。
- (5) 業務の適正を確保するための内部監査体制
- イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
 - ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
 - ハ 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - ニ 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - ホ 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
 - ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
 - ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- (7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項
- 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- (8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上